

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」中間案にかかる意見照会の取りまとめ結果と回答について

資料2-3②

↓ 標題名は第2回検討会議で語った事務局案のもの

↓ ページ番号はパブリックコメント時の中間案のもの

意見照会時期				意見内容	意見者（課）	事務局回答	
第2回検討会議開催前	1			(計画全般)	性的被害と性被害などの、「的」が入っている表現と入っていない表現があった。意図的に変えているならいいが、そうでない場合は統一した方がよいと思われる。	仲委員 ご意見をふまえ、「性的被害」に統一しました。	
	2	第1章	5. 支援対象者		LGBTQを対象とするのか、また、県外のLGBTQも対象とするのか、など、対象者を明確に示す必要があると思う。県外からのLGBTQ(生物学的性が男性)を県内の施設で受け入れをしたことがあるようだが、課題がとて多かつたと聞いている。ルールを明確にされたほうがよいかと思われる。	仲委員 中間案に記載がありますとおり、女性相談支援センターにおいて、性自認が女性の方については女性支援の対象としています。なお、県外のLGBTQの方への支援については、三重県で女性支援を行うべき案件であれば、都度検討しながら対応します。また、支援のルールについては、別途定める見込みです。	
	3	第2章	1. 現状	(1) 県における女性支援事業の概要	「④その他」「母子生活支援施設」	特に今は単身妊婦に関する支援を妊娠前から母子生活支援施設でサポートするなどもあるので、それを追加されることを希望する。また、困窮女性の居場所になっており自立への支援も行っているため、「④その他」とするより項目として入れた方がいいと思う。	松岡委員 ご意見のとおり「④その他」を「④母子生活支援施設」、「⑤警察」、「⑥三重県男女共同参画センター(フレンデミー)」に修正しました(P4、5)。
	4	第2章	2. 課題			困難の背景が経済的困窮も大きく影響していることもふまえ、困窮という状況に至る要因などを一度図式などで分かりやすく背景などを整理されるとそれに伴った支援がクリアになってくるかと思われる。困窮状態はどういう状況を言うもので、その主な背景は、ということを図(イラスト)などで表現されると見る人が整理されるかと思うがいかがか？	松岡委員 ご意見をふまえ、困窮に至る要因は様々ですが、複合化した問題をクリアするために、関係機関の役割と様々な困難な状況を図式化した支援フロー図を作成し、追加しました(P53)。
	5	第3章			(全般に対する意見)	全体に関する意見となるが、困難女性に関する支援は、未然防止と起こった時の適切な相談対応と支援、そして自立への道筋と再発防止の観点で考えていく必要があると思う。全体的にこの観点で検討していただくのも重要だと思われる。	松岡委員 ご意見をふまえ、今後の施策の方向性において、概ね未然防止から再発防止の観点を取り入れた施策を記載していますが、P31の「1. 今後の施策の方向性」などにおいて改めて強調して記載しました(P31、35)。
	6	第3章	4. 具体的な取組内容	(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】	「①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進」	子ども達が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進してほしい。	仲委員 ご意見のとおり「子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校における「生命(いのち)の安全教育」を推進します。」という文言を追加しました(P34)。
	7	第3章	4. 具体的な取組内容	(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】	「②支援対象者を生まないための広報啓発および研究」	「…支援対象者を生まない…」という表現に困難女性への偏見が込められているように感じるが、いかがか。その人のせいではない状況によって陥っていることが多いと考えるが、この表現だと対象者の存在が否定されると感じる人もいるのではないだろうか。「対象者を生まない」という表現は避けた方がいいか考える。	松岡委員 ご意見をふまえ、「自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究」という表現に変更しました(目次、P32、35)。
	8	第3章	4. 具体的な取組内容	(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】	「②支援対象者を生まないための広報啓発および研究」	県のホームページが非常に見にくいので、県全体としてホームページの改善に取り組んでもらえたらと思う。	仲委員 困難女性に関する広報周知に関しては、当課および女性相談支援センター所管のホームページを適宜見直し、より見やすく分かりやすいものに改めていきます。
	9	第3章	4. 具体的な取組内容	(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】	「②支援対象者を生まないための広報啓発および研究」における「…また、DVにおいては、再発防止の観点から加害者側への意識啓発を行う必要があります。」という記載	貧困家庭の子供たちの教育の機会の脆弱さについて課題があったかと思う。この記載の部分的対応が、困窮女性を生まないという未然防止の対策のような気がする。こういう視点も必要だと思う。また、そもそも②の「支援対象者」という呼び方についても、少し偏見が見られるように思われる。	松岡委員 ご意見をふまえ、全体を通して、未然防止の視点を強調して記載しました(P31、35)。「支援対象者」という表現は、国基本方針に準拠しています。
	10	第3章	4. 具体的な取組内容	(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】	「③支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知」について	②のタイトルと③のタイトルの内容が重複するように感じるので、再検討いただければよろしいかと思う。	松岡委員 ご意見のとおり②の表題を変更しました(目次、P32、35)。なお、③に関しては、「積極的な」という文言からも、②よりも発展的かつ主体的な広報に関するものとしています。
	11	第3章	4. 具体的な取組内容	(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】	「③支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知」	若年女性は自分が困難な問題を抱えていること意識がない場合があるため、若年女性に相談窓口を周知するためのSNSを利用したセグメント広告などを実施してほしい。	仲委員 現在、期間を限定したインターネット広告により、SNS相談窓口へつなげる取組を実施していますが(検索連動型広告を用いたランディングページへの誘導を行い、ランディングページからSNS相談窓口へのアクセスに繋げる)、若年女性を対象にしたセグメント広告についても実施を検討していきます。
	12	第3章	4. 具体的な取組内容	(2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】	「①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり」	アウトリーチの支援を行うのは誰か？どの機関がどのような方法で行うのか？男性のDV被害者も対象となっているが、支援対象者に含まれるか？	仲委員 アウトリーチは、例えば公的機関への同行支援、SNS相談、夜間見回りなど、様々な手法があるため、三重県で効果があると見込まれる手法について検討し、実施することを想定しています。よって、実施主体は手法により異なることとなりますが、民間団体と協働しながら実施していきたいと考えています。なお、第1章の「5. 支援対象者」にあるとおり、男性のDV被害者も支援対象者に含むものとしています。
	13	第3章	4. 具体的な取組内容	(2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】	「④個々の状況に応じた専門相談の実施」	外国人に特有の課題に関する専門相談支援も実施してほしい。また、障がいに関する専門相談支援も実施してほしい。	仲委員 ご意見のとおり追加しました(P39)。
	14	第3章	4. 具体的な取組内容	(3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】	「①安全・安心確保と保護体制の充実」	休祭日が休祝日のいずれかに表現を統一してほしい。一時保護の間口は広げてほしいが、ルールの見直しをお願いしたい。	仲委員 ご意見をふまえ、休祝日に統一しました。記載があるとおおり、一時保護のルールの見直しを実施する見込みです。

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」中間案にかかる意見照会の取りまとめ結果と回答について

資料2-3②

↓ 標題名は第2回検討会議で諮った事務局案のもの

↓ ページ番号はパブリックコメント時の中間案のもの

意見照会時期				意見内容		意見者（課）	事務局回答
意見照会時期	15	第3章	4. 具体的な取組内容 (3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】	「②同伴する子どもへの支援の充実」	トラウマケアのできる心理職の配置をお願いしたい。	仲委員	中間案において心理職の重要性について記載しているところですが、県内の専門の心理職が少なく、新規の心理職の配置は困難であることから、既に配置されている心理職への研修などにより、支援の充実を図っていきます。一方で継続して心理職の配置について検討していきます。
	16	第3章	4. 具体的な取組内容 (3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】	「③保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施」	支援や連携のフローチャート作成や、それぞれの機関ができることの情報共有を行うことができるかというのではないかと。県の予算で若年女性のためのシェルターを作ってもらえたらありがたい。	仲委員	ご意見のとおり支援フロー図を作成し、追加しました（P53）。若年女性のためのシェルターについては、引き続き検討します。
	17	第3章	4. 具体的な取組内容 (4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】	「②生活基盤を支えるための支援」	産業労働分野の関係機関との連携もお願いしたい（おしごと広場みえ、若者就業サポートステーションみえなど）。	仲委員	ご意見のとおり追加しました（P44）。
	18	第3章	4. 具体的な取組内容 (4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】	「③居場所づくりの支援」	メタバースなどのインターネットの仮想空間での居場所作りなども取り組んでもらえたらと思う。	仲委員	SNSや仮想空間など、さまざまな媒体での居場所作りについて検討していきます。
	19	第3章	4. 具体的な取組内容 (4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】	「④さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実」	トラウマケアができる心理職の配置をお願いしたい。	仲委員	中間案において心理職の重要性について記載しているところですが、県内の専門の心理職が少なく、新規の心理職の配置は困難であることから、既に配置されている心理職への研修などにより、支援の充実を図っていきます。一方で継続して心理職の配置について検討していきます。
	20	第3章	4. 具体的な取組内容 (5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】	「⑤支援者の養成」	市町における重層的支援体制整備事業を推進し、地域のなかで困難女性を支援する体制づくりを目指してもらえたらと思う。	仲委員	ご意見のとおり「(5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】」「②困難女性への支援における関係機関の連携強化」に「市町において、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な相談支援体制が整備できるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。」という文言を追加しました（P47）。
	21	第3章	4. 具体的な取組内容 (5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】	「⑤支援者の養成」	支援者の二次的外傷的ストレスを防ぐために、トラウマを念頭に置いた支援体制を構築してほしい。	仲委員	専門の医療機関などとの連携強化を図ることにより、支援の充実を図ります。
	22	第4章		(全般に対しての意見)	犯罪被害者等支援では、「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」という会議体があり、そこで犯罪被害者等施策のPDCAサイクルをまわしているが、困難女性の方はこのような会議体は設置するのか？	仲委員	「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」を設置し、支援関係者から構成される同会議を適宜開催し、同会議上で施策の実施状況や数値目標の進捗状況を報告することで、計画の適切な進捗管理を行います。
	23	第4章	3. 数値目標		数値目標を実現するための具体的な施策については、これからの検討になるのか？	仲委員	ご意見をふまえ、数値目標をめざすべき方向性に紐づけて整理しました（P51）。それぞれの方向性における具体的な取組を実施することで、数値目標の実現を目指します。
第2回検討会議上	24				DVや虐待の被害にあったことの証明書を、県内窓口がバラバラに発行するのではなく、県内のどこか総括した場所が発行するようにしてほしい。 相談者が弁護士相談を利用するにあたっての費用負担について、例えば法テラスの立替制度のように、弁護士相談利用に係る支援制度の情報周知や、弁護士会との連携などについて取り組んでほしい。	堤委員	各自治体窓口でDVの相談をした場合、その相談記録のコピーを女性相談支援センターに送付いただければ女性相談支援センターでDVの相談を受けた証明として「配偶者からの暴力等の被害者の保護等に関する証明書」を発行しています。この証明書は本来女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）で相談（電話相談を除く）をした人を対象に発行するものですが、三重県では遠方などの理由で当センターへ来所が難しい人も居住地の窓口での相談記録をもって証明書を発行しています。 また、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為など、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」）については、支援措置の申出を受けた市町村が相談機関（各自治体の相談窓口を含む）に対して申出に係る確認書を送付し意見を求め、相談機関が確認書に記載し当該市町村に返送するよう手続きが変更されました。 あわせて、法テラスにおける弁護士相談利用料の立替制度などの支援制度の情報周知や、弁護士会との連携については、継続して取り組んでいきます。
	25				支援対象者を支援窓口早く繋げるために、相談窓口のハードルを下げることや、SNS活用などにより、そのあたりを具体的に進めてほしい。	紀平委員	第3章「4. 具体的な取組内容」「(2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】」「①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり」にあるとおり、今後検討していきます。
	26				母子生活支援施設を利用するには市町が窓口となるため、困難女性の支援に係る母子生活支援施設の活用について県から市町にしっかり周知してほしい。	紀平委員	市町への周知に関して、今後の取組の参考とさせていただきます。
	27				市町が支援調整会議を設置するにあたり、我々のような民間の母子生活支援施設の関係者などを構成員に入れていただきたい。	紀平委員	市町への周知に関して、今後の取組の参考とさせていただきます。
	28				母子生活支援施設による生活支援とか身元保証制度などの支援の実施について、施設入所中に行うのか、それとも一時保護委託中に行うのか。施設入所中であれば窓口は市町になるので、そのあたりの県と市町との連携や調整は強化してほしい。	紀平委員	個別のケースに応じて、市町との連携を強化しながら適宜必要な支援を実施していきます。
29					県の施策として子どもの支援が一番であるのなら、自ずとその親である母親も支援しなければならないと思う。そうであれば、妊産婦支援も重要になるので計画に反映してほしい。また、若者の支援という観点では社会的養育も重要であることから、現在策定中の社会的養育の計画とも連携して計画を策定してほしい。	紀平委員	妊産婦支援については、主に「健やか親子いきいきプランみえ」において定められており、困難女性計画との整合性を図るものとしています。 また、社会的養育については、「三重県社会的養育推進計画」との整合性を図るものとしています。

↓ 標題名は第2回検討会議で諮った事務局案のもの

↓ ページ番号はパブリックコメント時の中間案のもの

意見照会時期	意見内容	意見者（課）	事務局回答
30	困窮や障がいなどの、何らかのタイトルがつかないところにも繋がらない若年層が存在しており、それらへの窓口がない。そういう観点でも、中間案にあるような、社会意識の形成や支援対象者を生まないための啓発などのそういう予防施策を、特に若年層に向けてのアプローチを厚くして実施していただきたい。例えば、子供たちが集まる場所での研修などを通じた啓発など。	対馬委員	第3章「4. 具体的な取組内容」「(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】」「①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進」に記載があるとおり、学校教育において、「人権教育ガイドライン」に基づく人権教育を推進し、子どもたちの人権についての理解と認識を深めます。
31	数値目標に「NPOとの連携」とあり、対応困難案件での連携などが例として書かれているが、我々はどのように連携できるかということが分からない。また、自分たちと同じような活動をしている民間団体が社会資源として他にもあるのか、あるならどういった連携ができるのか、という点も分からない。そういう点を共有できれば支援が進んでいくと思うので、そういうアプローチを入れてほしい。	対馬委員	県および市町の支援調整会議において、事案共有などを通して民間団体との連携強化を推進または促進していきたいと考えています。また、女性相談支援センターに配置予定のコーディネーターを中心に、新たな民間団体との連携推進や、困難事例の相談、保護に係る連携など、さまざまなかたちで民間団体との連携を図っていきたいと考えています。
32	女性相談支援センターが中心となって支援するということが、全体の支援体制が分からない。困難女性の支援の枠組みとほぼ同一のものが生活困窮者自立支援制度の中にもあるので、出来れば図式化してそちらを参考に一度整理してもらいたい。その中に女性相談支援センターや市町や民間団体が入っているといいのでは。	早川委員	ご意見のとおり支援フロー図を作成し、追加しました（P53）。
33	「官民協働による孤立させない若年女性への支援」を重点化することだが、にも関わらず、項目番号が最後に来ている。これはもっと若い番号にすべきでは。	早川委員	ご意見のとおり項目番号を修正しました（目次、P32、P41）。
34	資料の説明方法について、DV被害者が困難女性に含まれるとの話があったと思うが、それなのにDVに関する資料が困難女性よりも先に来ている。困難女性に関する資料を先に提示した方が頭に入りやすいと思う。	早川委員	ご意見のとおり修正しました（P10～15）。
35	支援調整会議について、形式的に会議をするだけでなく、出来ているところと出来ていないところを明確にしながら、PDCAサイクルをまわしてほしい。また、その調整会議の中には今回の検討会議のメンバーのように、必要なご意見をいただけるような方をぜひメンバーとして入れていただきたい。	仲委員	第4章にあるとおり、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」を設置し、支援関係者から構成される同会議を適宜開催し、同会議上で施策の実施状況や数値目標の進捗状況を報告することで、計画の適切な進行管理を行います。 また、その支援調整会議には、今回の検討会議の委員の方々も参加していただく予定です。
36	暴力に依存しがちな人への対応などの未然防止の施策やDV加害者更生プログラムの調査研究などについて記載があるが、これは、進めていくことで取り組みやプログラムの実施に繋がっていくと思うので、期待しているところである。これらの未然防止とあわせて、起こってしまったことに関して加害者への支援も大事だと思うので、同時に進めていってほしい。	対馬委員	DV加害者への支援については、第3章「4. 具体的な取組内容」「(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】」「②自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究」にあるとおり、取り組んでいくこととしています。
37	加害者を生まないという観点では、子どもたちが自分の権利や相手の権利を知る機会が重要だと思うので、学校やその子供たちが集まる場所での研修なども実施していただき、子どもたちに広げていってほしい。	対馬委員	第3章「4. 具体的な取組内容」「(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】」「①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進」に記載があるとおり、学校教育において、「人権教育ガイドライン」に基づく人権教育を推進し、子どもたちの人権についての理解と認識を深めます。
38	数値目標についてだが、この目標は今後の施策の方向性とその取り組み内容に関連するものと思われるため、後で検証しやすくするためにも、目標がどの項目に当てはまっているのか分かるようにしてほしい。	早川委員	ご意見のとおり数値目標をめざすべき方向性に紐づけて整理しました（P51）。
39	数値目標の考え方として、アウトカムとアウトプットの2種類がある。今回の数値目標はその2つが混在しているので、整理してもらえばより分かりやすいのではと思う。	横田委員	ご意見のとおり数値目標をアウトプットとアウトカムに分けて分類しました（P51）。
40	予算をもらって同行支援の活動をしているので、ぜひ活用してほしい。当事者にとっては敷居の高い場所への同行支援は、アウトリーチの一つとして考えているので、また周知・広報をしてほしい。	堤委員	第3章「4. 具体的な取組内容」「(3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】」「①安全・安心の確保と保護体制の充実」に記載があるとおり、今後も周知・広報を実施していきます。
41	地域の要対協が今後はもう少し機能するような仕組みになっていただければと思う。県から市町にそういうことを伝えてほしい。	対馬委員	市町への周知に関して、今後の取組の参考とさせていただきます。
42	5ページの下から3行目について、「…その後の減少は、パンデミックの収束による経済活動再開や社会的な変化に伴うものの可能性があります。…」とあるが、「もの」とは何か。文章を再度検討してほしい。	早川委員	ご意見をふまえて文章を再検討し、「…その後に相談件数は減少していますが…」に修正しました（P5）。
43	9ページの下から6行目について、「…特に妊娠SNS…」とあるが、これはSOSの誤りか。	早川委員	ご意見のとおり修正しました（P9）。
44	11ページの円グラフについて、円のパーセントの合計が100になっていない。この数字は検討してほしい。	早川委員	ご意見をふまえ、修正しました（P16、17）。

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」中間案にかかる意見照会の取りまとめ結果と回答について

資料2-3②

↓ 標題名は第2回検討会議で諮った事務局案のもの

↓ ページ番号はパブリックコメント時の中間案のもの

意見照会時期					意見内容	意見者（課）	事務局回答	
	45				居場所づくりの支援について、賃貸住居への入所が困難という現状があるので、賃貸住宅への入居の支援を中間案に入れてほしい。	木村委員	ご意見のとおり第3章「4. 具体的な取組内容」「（4）困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】」「③生活基盤を支えるための支援」に「住宅の確保に特別の配慮を要するDV被害者などが民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、入居を受け入れるセーフティネット住宅などの登録情報を提供します。」という文言を追加しました（P41）。	
第2回検討会議開催後	46			(計画全般)	LGBTQに関する文言を修正してほしい。性の多様性に関する施策、人権に関する指針や計画などにおいては基本的にLGBTQなどの性的マイノリティを指す用語として「LGBTQ等の当事者」という文言を使っている。	ダイバーシティ社会推進課	ご意見のとおり修正しました（目次、P32、37、46）。	
	47	第1章	2. 計画の位置づけ		「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」ではなく、「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」が正しい。 また、「めざすべき姿」ではなく、「めざす姿」が正しい。	人権課	ご意見のとおり修正しました（P2）。	
	48	第1章	5. 支援対象者		対象者について、性的被害が最初に挙げられているが、それ以前に様々な背景があるので、性的被害はあとで挙げてもらった方が良いかと思う。	松岡委員	ご意見のとおり修正しました（P3）。	
	49	第2章	1. 現状	(2) 県における困難な問題を抱える女性への支援に関する現状	⑥ SNS相談事業「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」の実績	1行目の「…特に妊娠SNS…」について、「妊娠SOS」の誤りでは。	子どもの育ち支援課	ご意見のとおり修正しました（P9）。
	50	第3章	4. 具体的な取組内容	(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】	①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進	【今後の具体的な取組】について、一部、県立学校における施策だと誤認させるような表現があるので、文言を再検討してほしい。	保健体育課	ご意見をふまえ、「県立学校において、産婦人科医などの専門家を講師とした性に関する指導を実施するとともに、市町教育委員会と性に関する指導についての情報交換を実施します。」という文言を追加しました（P34）。
	51	【参考資料】	○各種統計データ	⑩三重県男女共同参画センターにおける相談等対応状況（DV関係）		男女共同参画センターのR5年度DV相談件数は「530」ではなく「531」が正しい。	ダイバーシティ社会推進課	ご意見のとおり修正しました（P62）。